

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和54年岩手県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録証の再交付申請等)</p> <p>第12条 [略]</p>          <p>(申請書等の提出)</p> <p>第16条 法、政令、省令及びこの規則による申請書等（<u>准看護師試験の受験願書を除く。</u>）は、所管保健所長を経由して知事（県内に住所を有する者が提出する場合（准看護師に係る場合に限る。））にあつては、所管保健所長）に提出しなければならない。</p>	<p>(登録証の再交付申請等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p><u>（看護師等養成所又は准看護師養成所の指定の申請）</u></p> <p>第12条の2 政令第12条又は政令第19条に規定する申請書は、<u>別に定める様式による看護師等養成所（准看護師養成所）指定申請書によらなければならない。</u></p> <p><u>（指定看護師養成所又は指定准看護師養成所の変更の申請等）</u></p> <p>第12条の3 政令第13条第1項（政令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による変更の承認の申請は、<u>別に定める様式による指定看護師等養成所（指定准看護師養成所）変更承認申請書によらなければならない。</u></p> <p>2 政令第13条第2項（政令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、<u>別に定める様式による指定看護師等養成所（指定准看護師養成所）変更届によらなければならない。</u></p> <p><u>（指定看護師養成所又は指定准看護師養成所の指定の取消しの申請）</u></p> <p>第12条の4 政令第17条（政令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請書は、<u>別に定める様式による指定看護師等養成所（指定准看護師養成所）指定取消申請書によらなければならない。</u></p> <p>(申請書等の提出)</p> <p>第16条 法、政令、省令及びこの規則による申請書等（<u>第12条の2から第13条までの規定による申請書等を除く。</u>）は、所管保健所長を経由して知事（県内に住所を有する者が提出する場合（准看護師に係る場合に限る。））にあつては、所管保健所長）に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。